

申請可能な積載形トラッククレーン 過負荷防止装置の条件等

- ・以下の3点を満たす積載形トラッククレーンの過負荷防止装置であれば申請が可能です。

条件①	つり上げ荷重が 3 t 未満 の積載形トラッククレーンに取り付ける過負荷防止装置であること。
条件②	過負荷となった場合に 警報を発し 、かつ、 停止する 機能を有するものであること。
条件③	(一社)日本クレーン協会規格 JCAS2209-2024「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」又はJCAS2204-2021「屈曲ジブ式積載形トラッククレーンの過負荷制限装置の基準」に準拠する型式であること。 ※申請する積載形トラッククレーンが当該規格に準拠するか不明な場合は、各メーカーにお問い合わせください。

※提出書類等に記載する「補助対象機械の名称」は『過負荷防止装置』です。